

6月  
から

## メール配信サービスを開始します

災害などの緊急情報や気象情報（警報）、生活安全情報、役場からのお知らせなど、あらかじめ登録されたメールアドレスにメールを配信します。また、希望される方には、各施設からのお知らせやイベント・行事などの情報を配信します。

携帯電話やスマートフォンのメールアドレスを登録することで、通勤や通学等で川越町外にいる場合でも、情報を入手することができます。

※登録は無料ですが、メール受信によるパケット通信料は、ご利用者負担となります。



### ■配信内容

#### 全員に配信

- 緊急情報
- 気象情報
- 生活安全情報
- ふれあいバス運行情報
- 役場からのお知らせ



#### 希望者に配信

- イベント・行事情報
- 保育所からのお知らせ
- 児童館からのお知らせ
- あいあいホール公演情報
- 図書室からのお知らせ
- 学び・スポーツ情報



### ■登録方法

右記のQRコードより、登録サイトにアクセスのうえ登録してください。

下記メールアドレスに空メールを送信し、返信メールから登録することもできます。

☑: t-kawagoe-mie@sg-m.jp

詳しくは、別紙案内チラシをご覧ください。

【問い合わせ先】 企画情報課 TEL 366・7112



## マイナンバーカード交付のための日曜窓口を開設します

マイナンバーカード交付のための日曜窓口を開設しますので、ご利用ください。

開設日 6月10日(日)、7月29日(日)

8月26日(日)、9月23日(日)

時間 午前9時～午後1時

場所 町民保険課窓口（役場2階）

- 持ち物
- ・本人確認書類（原本かつ有効期限内のもの）
  - ・通知カード
  - ・個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書（ハガキ）
  - ・印鑑（認印でも可）
  - ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
  - ・法定代理人の確認できる戸籍謄本
- ※ひとり親家庭で15歳未満の方（川越町に本籍のない方のみ）

マイナンバーカードの申請は、郵送、スマートフォン等によるWEB申請、街なかの証明写真機から行うことができます。マイナンバーカードは申請から受け取りまで2か月ほどかかります。詳しくは、町ホームページ等でご確認ください。

【問い合わせ先】 町民保険課 TEL 366・7115

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が変わります

7月31日まで 8月1日から

ピンク色 ↓ 若草色

新しい被保険者証（若草色）を、7月中旬に簡易書留で郵送します。8月1日以降、病院や薬局の窓口では、新しい被保険者証（若草色）を提示してください。

※ピンク色の被保険者証は8月1日以降使用できません。町民保険課に返却してください。ご自身で処分する場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

### ○限度額適用認定証等

入院時や高額な外来診療の受診時、限度額適用認定証（住民税非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関などの窓口で提示することで、医療費が自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、町民保険課へ申請することにより交付されます。詳しくは、被保険者証に同封の案内をご確認ください。

### 保険料について

### ○保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の

【表1】平成30年度の保険料の計算方法

均等割額 42,965円	+	所得割額 (総所得* 金額等 - 33万円) × 8.86%	=	年間保険料額 (賦課限度額62万円)
-----------------	---	--------------------------------------	---	-----------------------

### ※総所得金額等

- 各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額。申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含み、退職所得は含まない。
- 遺族年金や障がい年金は収入に含まない。
- 各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されない。

【表2】高額療養費

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来のみ（個人）	外来+入院（世帯合算）
現役並み所得者	57,600円	80,100円+1%※1 【44,400円】※4
一般	14,000円※5	57,600円 【44,400円】※4
低所得	8,000円	II 24,600円
		I 15,000円

所得にに応じて負担する「所得割額」の合計額になります。平成30年度の保険料の計算方法は上記の表1のとおりです。なお、平成30年度の保険料額は7月中旬に送付します。

### ○保険料の軽減措置

所得が低い世帯に属する方や、後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（※）の被扶養者であった方に対して保険料の均等割額が軽減されます。

なお、平成30年度より所得割額の軽減が廃止されます。

### 高額療養費について

高額療養費とは、ひと月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた

詳しくは、被保険者証に同封の案内をご確認ください。

※被用者保険 協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。

8月から上限額が左記の表2のように変更となります。

### 【問い合わせ先】

- 三重県後期高齢者医療広域連合 被保険者証・保険料・一部負担金関係 健康調査・療養費関係
- TEL 059・221・6883
- TEL 059・221・6884
- 役場町民保険課 TEL 366・7115

※1～3「+1%」は、それぞれの医療費総額が基準額を超過した場合、超過額の1%を負担。基準額：※1が267,000円、※2が842,000円、※3が558,000円  
※4【 】内は、過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合の4回目からの金額。  
※5 1年間（8月～翌年7月）の外来（個人）の自己負担額の合算額に、144,000円の上限があります。